

医療保険制度および関係法令に基づく訪問看護費用【平成 26 年 4 月 1 日改定】

| 項 目                                   | 内 容                       | 該当 |
|---------------------------------------|---------------------------|----|
| 基本療養費Ⅰ                                | 週 3 回まで 5,550 円           |    |
|                                       | 週 4 回目以降 6,550 円          |    |
| 基本療養費Ⅲ（入院中外泊時の訪問）                     | 1 回 8,500 円               |    |
| 訪問看護管理療養費（従来型）                        | 月の初日は 7,400 円             |    |
|                                       | 2 日目以降は 1 日 2,980 円       |    |
| 緊急時訪問看護加算（注 1）                        | 1 日につき 2,650 円            |    |
| 難病等複数回訪問加算                            | 2 回：4,500 円、3 回以上 8,000 円 |    |
| 長時間訪問看護加算（注 2）                        | 週 1 回につき 5,200 円          |    |
| 乳幼児加算（3 歳未満）（注 3）                     | 1 日につき 500 円              |    |
| 幼児加算（3 歳以上 6 歳未満）（注 3）                | 1 日につき 500 円              |    |
| 複数名訪問看護加算（注 4）                        | 週 1 回につき 4,300 円          |    |
| 24 時間対応体制加算                           | 1 月につき 5,400 円            |    |
| 退院時共同指導加算（注 5）                        | 6,000 円                   |    |
| 特別管理指導加算（注 6）                         | 2,000 円                   |    |
| 退院支援指導加算（注 7）                         | 6,000 円                   |    |
| 在宅患者連携指導加算（注 8）                       | 1 月につき 3,000 円            |    |
| 在宅患者緊急時等（注 9）<br>カンファレンス加算            | 1 回 2,000 円（月 2 回に限り）     |    |
| 特別管理加算（注 10）                          | 1 月につき 5,000 円又は 2,500 円  |    |
| 夜間・早朝加算<br>（6:00～8:30、17:30 から 22:00） | 2,100 円（1 回につき）           |    |
| 深夜加算（22:00～6:00）                      | 4,200 円（1 回につき）           |    |
| 訪問看護情報提供療養費                           | 行政に月 1 回提出：1,500 円        |    |
| 訪問看護ターミナルケア療養費（注 11）                  |                           |    |

※基本利用料・・・費用額の 1 割、2 割または 3 割

実費負担となる利用料

| 項 目       | 内 容                                              |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 休 日 利 用 料 | 1 回につき 1,000 円（終日）                               |
| 交 通 費     | 2 km まで 200 円<br>実施地域を越えた地点から、1 km 増すごとに 100 円加算 |

注 1.緊急訪問看護加算

計画的な訪問以外に、利用者宅の求めに応じた緊急訪問を行った場合に、1 日につき 1 回加算されます。

注 2.長時間訪問看護加算

長時間の訪問を要する利用者（人工呼吸器を使用している者、特別な管理を必要とする者、特別訪問看護指示書での訪問）に対して、1 回の指定訪問看護の時間が 90 分を超えた場合は、週 1 回に限り、加算されます。（15 歳未満の超重症児・準超重症児の場合のみ週 3 日まで）

注3.乳幼児加算または幼児加算

6歳未満の乳児、乳幼児に対して訪問看護を行った場合、1日につき1回加算されます。

注4.複数名訪問看護加算

複数の看護師等による訪問看護が必要な利用者に対して訪問看護を行った場合、週1回に限り、加算されます。

注5.退院時共同指導加算

保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を利用する利用者に対し、退院又は退所に当たって、当該主治医と訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注6.特別管理指導加算

退院後特別な管理が必要な利用者に対して、主治医の指示を受けた訪問看護師が、退院時共同指導を行った場合に加算されます。

注7.退院支援指導加算

厚生労働大臣が定めた疾病や、特別管理加算の対象者及び退院当日に訪問看護が必要と認められた利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注8.在宅患者連携指導加算

訪問看護ステーションの看護師等が、利用者（又は家族）の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保健薬局と、月2回以上文書等により情報共有を行うと共に、共有された情報を踏まえて、療養上必要な指導を行った場合につき、1回に限り加算されます。

注9.在宅患者緊急時等カンファレンス加算

利用者の急変に際し、主治医等が利用者宅を訪問し、関係する医療従事者等と共同で一同に会しカンファレンスを開催し、診療方針等について話し合いを行い、利用者に指導を行った場合加算されます。

注10.特別管理加算

重症度の高い利用者（悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル使用）に訪問した場合に5,000円加算されます。上記以外の重症者管理加算の対象者に訪問した場合に2,500円加算されます。

注11.訪問看護ターミナルケア療養費

在宅で死亡し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日「以上訪問し、訪問看護におけるターミナルケアの体制について、利用者及びその家族に対して、説明した上でターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後24時間以内に在宅以外で死亡した場合）」に加算されます。

(3) その他の料金

|           |                     |                                                                                                 |
|-----------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 遺 体 の ケ ア | 10,000 円            |                                                                                                 |
| 衛 生 材 料 費 | 実費                  |                                                                                                 |
| キャンセル料    | 2,000 円<br>(1 回につき) | キャンセルが必要となった場合は、前日午後5時までにご連絡下さい。当日訪問してからキャンセルとなった場合は、キャンセル料をご負担していただきます。但し、緊急の場合等は、この限りではありません。 |

(4) その他

サービス実施のために使用する利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者負担となります。